



地域でがんばる皆さんへ

市民活動を応援します！

問い合わせ 地域連携課 ☎229-3110 FAX229-3366

地域の課題解決や地域振興などの公益的な活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとしている団体を対象に、平成28年度の活動経費の一部を支援します。国や他の地方公共団体から財政的な支援を受けている団体は、対象になりません。

市民活動団体設立等支援交付金

対象 市内に活動の拠点を置く次の団体

- ①本年度内にNPO法人の設立登記が完了する予定の市民活動団体
- ②2人以上の構成員で市民活動団体を設立しようとする、または、2人以上の構成員で設立後1年を経過していない市民活動団体

対象経費

- ①NPO法人の設立認証申請に要する経費
- ②公益的な活動を行う市民活動団体の設立に要する経費、または、設立後1年を経過していない市民活動団体の運営に要する経費。原則として飲食費、人件費は除く

交付額 対象経費の2分の1(最高10万円)

市民活動推進交付金

対象 構成員が2人以上で、市内で自主的な活動をしている自治会や市民活動団体(これまでに5回以上市民活動推進交付金を交付された団体を除く)

対象経費 応募団体が主体的に取り組む公益的な活動(個人活動を除く)に要する経費。原則として飲食費、人件費、活動組織の運営管理に関する経費は除く

交付額 対象経費の2分の1(最高20万円)

応募方法

地域連携課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで地域連携課(〒514-8611 住所不要、☒229-3110@city.tsu.lg.jp)へ ※申請書は津市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り

5月27日(金)必着

選考方法

6月12日(日)9時から開催する公開審査会「市民セレクション」で、プレゼンテーションを行い決定

事業報告会を開催

昨年度の事業実施団体による報告会を開催します。応募の参考に、ぜひお越しください。



とき 5月15日(日)9時～

ところ 津リージョンプラザ2階健康教室



地域包括支援センターのご利用を

問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3294 FAX229-3334

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、総合相談の拠点として地域包括支援センターを設置しています。ここでは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職による相談のほか、介護予防ケアプランの作成や権利擁護、高齢者虐待防止などの業務を行っています。



センター名	担当地域	問い合わせ
津中部中地域包括支援センター	津地域(養正・安東・櫛形・一身田)	☎271-6535
津中部北地域包括支援センター	津地域(北立誠・南立誠・敬和)	☎213-3181
津中部東地域包括支援センター	津地域(修成・育生・藤水・南が丘)	☎213-8115
津中部西地域包括支援センター	美里全域・津地域(神戸・片田・新町)	☎237-2018
津中部南地域包括支援センター	香良洲全域・津地域(高茶屋・雲出)	☎238-6511
津北部東地域包括支援センター	河芸全域・津地域(白塚・栗真)	☎245-6666
津北部西地域包括支援センター	芸濃全域・安濃全域・津地域(大里・高野尾・豊が丘)	☎267-1125
津久居地域包括支援センター	久居全域	☎254-4165
津一志地域包括支援センター	一志全域・白山全域・美杉全域	☎262-7295